

○津嘉山公園遊具等設置工事に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本事業は、津嘉山公園において、複合遊具等を設置するため、遊具の設計・施工を一括して行う公募型プロポーザル方式により実施し、専門知識を有する事業者から広く提案を求め、すぐれた提案者を受注事業者として選定することを目的とする。

2. 事業概要

(1) 業務名

津嘉山公園遊具設置工事

(2) 業務箇所

津嘉山公園 遊具エリア(別図参照)

(3) 発注方式

本業務は、業務箇所に遊具設置の企画・提案を受けた上で、新たな遊具等の実施設計及び遊具設置までを一括して、公募型プロポーザル方式により発注する。

(4) 業務内容

1)遊具等の設置に伴う測量・設計 一式

2)遊具等の設置工事(土工・基礎工事を含む) 一式

※事業については、「津嘉山公園遊具等設置工事 要求水準書」に従うこと。

(5) 契約上限金額

¥ 79,800,000 円(消費税額及び地方消費税を含む)

(6) 履行期限

契約締結日の翌日から令和9年3月19日(金)とする。

(7) その他

遊具は、国土交通省が定める「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び「遊具の安全に関する基準」((一社)日本公園施設業協会)に基づくものとし、賠償責任保険の対象となる製品であること。

3. 参加資格要件

本工事のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1)参加申込み時点で、南風原町から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
- (3)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4)南風原町暴力団等排除条例(平成 23 年 10 月 3 日条例第 8 号)に規定する要件に該当しないこと。
- (5)建設業法第 3 条第 1 項(昭和 24 年法律第 100 号)に規定する「とび・土工・コンクリート工事」又は「造園工事」に係る建設業の許可を受けていること。
- (6)建設業法第 26 条に規定する主任技術者及び管理技術者の設置等について、当該入札参加業者と直接的かつ継続的雇用関係にある 1 級又は 2 級土木施工管理技士又は、1 級又は 2 級造園工事施行管理技士の資格を有する主任技師又は管理技術者を当該現場に配置できること。
- (7)「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(国土交通省)及び「遊具の安全に関する基準」((一社)日本公園施設業協会)に基づく、公園遊具を整備できること。
- (8)過去10年間のうち、遊具工事について、国又は地方公共団体と契約実績を有すること。
- (9)参加申込み時において、国税、県税及び市町村税等を完納している者であること。
- (10)沖縄県内に本店を有する者であること。

4. 参加申込み

(1) 参加申請

提出書類(1 部提出)

- 1.参加申込書(様式1)
- 2.誓約書(様式2)
- 3.業務実績(様式3)
- 4.会社概要書 (任意様式)
- 5.建設業許可(登録)証明書又は許可通知書(写し)
- 6.市町村税及び県税に係る納税証明書(写し)
- 7.最新の経営事項審査結果通知書(写し)

提出期限

令和8年10月14日(水)まで(午後4時必着)

提出方法

直接持参(併せて提出書類一式を PDF ファイルによりメールで提出すること)

※受付は、午前 9 時から午後 4 時(土・日・祝日を除く)

(2) 参加資格結果通知書の送付

提出書類について、参加要件の審査を行い参加資格審査結果を通知する。

5. 企画提案の書類及び提出部数

提出書類(10部提出)

- 1.企画提案書(様式4)
- 2.工程表(任意様式)
- 3.遊具の配置図・イメージ図(A3 版横適宜)
- 4.遊具設置後 20 年間の修繕及び部品交換に関わる維持管理経費(点検費用は除く)及びライフサイクルコスト(LCC)を説明する資料
- 5.参考見積書、内訳書、代価表等(任意様式)
- 6.その他必要に応じた補足説明資料

提出期限

令和8年10月21日(水)まで(午後 5 時必着)

提出方法

直接持参(併せて提出書類一式を PDF ファイルによりメールで提出すること)

※受付は、午前 9 時から午後 4 時(土・日・祝日を除く)

6. 質問書の提出

(1) 企画提案書等に関する質問(企画提案をする者に限る。)

提出書類

公募型プロポーザル質問書(様式5)

提出期限

令和8年10月15日(木)午後4時まで

提出方法

電子メールで提出すること。また、提出した際は電話連絡すること。

提出場所

〒901-1195

沖縄県島尻郡南風原町字兼城 686 番地

南風原町役場 都市整備課 公園整備班

電話:098-889-1632

E-meil H8891632@town.haebaru.lg.jp

7. プロポーザル方式及び事業のスケジュール

スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

公募開始	令和8年 9 月 29 日(火)	
質問書の締め切り	令和8年 10 月 15 日(木) 午後 4 時	
質問書への回答	令和8年 10 月 16 日(金)	
企画提案書の締め切り	令和8年 10 月 21 日(水) 午後 4 時	
プレゼンテーション審査	令和8年 10 月 23 日(金)	(予定)
審査結果の通知・公表	令和8年 10 月 26 日(月)	(予定)
仮契約締結	令和8年 10 月 28 日(水)	(予定)
本契約	令和8年 10 月 30 日(金)	(議会予定)

8. プレゼンテーションの実施

- (1) プレゼンテーションの日時・場所等については別途通知する。
- (2) プレゼンテーションの出席者(説明者)は3名以内とし、本町に提出する出席者届出書(任意様式)に記載されている者とする。
- (3) プレゼンテーションは20分以内とし、その後10分程度のヒアリング(質疑応答)を行う。なお、プレゼンテーションは原則非公開とする。
- (4) プレゼンテーションは、提出した企画提案書・補足説明資料について行うものとする。なお、資料の追加配付は認めない。
- (5) 説明者が当日使用するパソコンは提案者側で準備するものとし、プロジェクト、スクリーン、HDMI ケーブルは本町が用意したものを使用するものとする。

9. 審査・選考方法

・選定委員会

選考方法については、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を基に審査を実施し、選定委員会が行う。

・プレゼンテーションに関する審査

企画提案書及びプレゼンテーション(ヒアリング)の内容を基に審査を実施する。

・選考方法

選定委員会の審査結果を受けて、合計点が高いものから順に選定を行い、優先交渉候補者及び次点者を決定する。

10. 必須条件・選定対象外等の取扱い

- ・提出書類に虚偽の記載がある場合
- ・参加資格を満たさないことが判明した場合
- ・関係法令、国の指針又は遊具の安全基準等に適合しない場合
- ・契約上限額を超える提案である場合
- ・要求水準書の「要求性能」を満たさない場合(審査委員会が同等以上の性能を確保する代替案と認める場合を除く)
- ・提案内容の実現が困難であると認められる場合
- ・その他、本業務の目的を達成することが困難であると認められる場合

11. 最低評価点の取扱い

合計点が100点満点中60点未満の場合は、原則として選定対象外とする。ただし、

60 点以上であっても、安全性、インクルーシブな利用、日よけ・暑さ対策、提案の実現性又は維持管理等に重大な問題がある場合は、選定対象外とすることができる。

12. 同点の場合の取扱い

合計点が同点となった場合は、次の順により比較する。

- ① 遊具・公園空間の魅力、独創性・地域性
- ② 安全性・ゾーニング・見守り
- ③ インクルーシブな遊びへの配慮
- ④ 日よけ・暑さ対策
- ⑤ 審査委員会の協議

13. プレゼンテーションの取扱い

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等の内容を補足・説明するものとする。提出書類に記載されていない新たな提案は原則として評価対象としない。説明の巧拙のみを評価するのではなく、提案内容の具体性、実現性、質疑への対応及び提出書類との整合性を確認する。

14. 審査の結果開示について

(1) 審査結果の通知

選定委員会の審査終了後、すべての参加事業者に対して、速やかに書面により審査結果(契約交渉権の有無)を通知する。

(2) 評価点の開示本プロポーザルの透明性および公平性を確保するため、参加事業者のうち、希望する者に対しては以下の範囲において審査結果を開示する。

- ・開示対象者：本プロポーザルに参加した事業者(本人に限る)
- ・開示内容：・参加事業者全体の順位(全●社中、第●位)
- ・評価項目ごとの得点および総合評価点(※他社の得点内訳は開示しない)
- ・開示請求期間：審査結果の通知日の翌日から起算して14日以内(土・日・祝日を除く、午前9時から午後4時まで)とする。
- ・請求方法：任意様式による「プロポーザル審査結果開示請求書」を都市整備課公園整備班へ直接持参すること。

(3) 非開示事項

選定委員会の委員名、各委員の個別の評価点、委員間の議論の詳細、および他社の具体的な提案内容や見積内訳など、南風原町情報公開条例等に基づき非開示とされる情報については、一切開示しない。また、審査結果に対する異議申し立ては

受け付けないものとする。

15. その他留意事項

(1) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション参加等に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。

(2) 提出された全ての資料は、受託候補者の選定事務以外には使用せず、また返却も行わない。

(3) 提出された企画提案書等の著作権は参加者に帰属するものとし、参加者の同意を得た場合を除き公表しない。ただし、情報公開請求があった場合、南風原町情報公開条例に基づき公開することがある。

(4) 本町は、本プロポーサル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類等を複製、記録及び保存を行う。

(5) 検討すべき事業が発生した場合は、別途協議を行う。